

平成 2 4 年 度 第 3 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 5 年 2 月 1 3 日（水） 午前 1 0 時
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

平成24年度第3回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成25年2月13日（水） 午前10時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

○議 題 議第179号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」
議第180号「大阪都市計画地区計画の変更について」
議第181号「大阪都市計画公園の変更について」
議第182号「大阪都市計画風致地区の変更について」

○出席委員 22名（欠は欠席者）

会 長	角 野 幸 博	委 員	尾 上 康 雄
会長職務代理者 欠	橋 爪 紳 也		寺 戸 月 美
委 員	飯 田 克 弘		青 江 達 夫
	石 田 佐恵子		村 上 満 由
欠	梅 宮 典 子		山 下 昌 彦
欠	大久保 規 子		木 下 一 馬
欠	加 賀 有津子	欠	河 崎 大 樹
欠	嘉 名 光 市		改 発 康 秀
	上甫木 昭 春		□ 淳 子
欠	正 司 健 一		島 田 ま り
	塚 口 博 司		前 田 修 身
	長 尾 謙 吉		足 高 將 司
	中 川 大		床 田 正 勝
	長 町 志 穂		福 田 賢 治
	花 川 典 子		

○臨時委員 1名 川 上 隆（議第179号）

開会 午前10時00分

○幹事（寺本） それでは、定刻になりましたので、ただ今より平成24年度第3回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めさせていただいております大阪市計画調整局都市計画課長の寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげさせていただきます。携帯電話等は電源をお切りいただきますか、マナーモードに設定をしていただきまして、審議の妨げにならないようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

テーブルに置かせていただいております資料の上から順に、「会議次第」「委員名簿」。次に、本日ご審議いただきます予定の議案書でございます。まず、議第179号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第180号「大阪都市計画地区計画の変更について」の2案件を関連案件といたしまして1冊にまとめた議案書でございます。さらに、表紙に「参考資料」と書いております冊子。次に、議第181号「大阪都市計画公園の変更について」、議第182号「大阪都市計画風致地区の変更について」の2案件を関連案件として1冊にまとめた議案書でございます。本日の資料につきましては以上の5点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、委員のご異動後、初めてご出席いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

お手元の委員名簿をどうぞご覧いただきたいと思います。本日ご出席いただいております委員で、京都大学大学院工学研究科教授の中川委員でございます。

○中川委員 中川でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（寺本） また本日、臨時委員といたしまして、議第179号に関しまして、大阪府都市整備部総合計画課長の川上隆様にご出席をいただいております。

○川上臨時委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○幹事（寺本） 次に、本日の審議会におきまして、報道関係の各社様より撮影のお申し

出がございますので、ご紹介をさせていただきます。日経新聞社様と産経新聞社様の2社より撮影等の申し出がございますので、あわせてご報告をさせていただきます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきまして、議第179号につきましては、臨時委員を含めまして30人中23名の委員の方が、その他の議案につきまして、29人中22名の委員の方がそれぞれご出席をされておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また本日、傍聴の方が多数ご出席をいただいております。本審議会の会議の傍聴につきましては、大阪市都市計画審議会傍聴規程に基づきまして、先着順といたしまして、定員10名となっておりますが、本日さらに2名の方の傍聴希望者がおみえになっているとのごことでございます。つきましては、この定員を超える傍聴希望の取り扱いにつきまして、審議会にお諮りしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○角野会長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、石田委員と青江委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、先ほど幹事から説明のありました傍聴者の定員に関しまして、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

傍聴規程では、傍聴の定員は10名と定めておりますが、今回につきましては、特例として、規程に定める定員を超えての傍聴を認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 はい、ありがとうございます。

それでは、今述べましたとおり傍聴を認めてまいりますので、そのように取り扱うよう傍聴希望者に事務局から伝えるように指示いたします。

それでは、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第179号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、

議第180号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第181号「大阪都市計画公園の変更について」、議第182号「大阪都市計画風致地区の変更について」でございます。

それでは、まず議第179号及び議第180号議案につきまして、相互に関連をいたしておりますので、その内容につきまして、幹事から一括して説明を願います。

○幹事（高橋） 幹事の計画調整局の計画部長をしております高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第179号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」及び議第180号「大阪都市計画地区計画の変更について」の2案件は、相互に関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

表紙に議第179号及び議第180号と記載されておりますこちらの議案書、それから参考資料、それから前のスクリーンをご覧ください。

当地区は、既存の商業施設を含む街区にかかわるものでございます。南西側にはＪＲ大阪駅、東側は阪急梅田駅、南側は地下鉄梅田駅に隣接し、公共交通の利便性が非常に高い地区でございます。周辺では、平成23年５月に大阪ステーションシティが、平成24年11月には大型商業施設がオープンし、さらに本年４月には、当地区の西側で業務、商業、居住機能に加えて、ナレッジキャピタルを中心とした知識、文化、交流を創出する質の高い都市機能の集積をめざしますうめきた先行開発地区、いわゆるグランフロント大阪がまちびらきの予定でございます。

当地区におきましては、平成８年12月に大阪駅周辺地区のターミナルゾーンの整備強化の一翼を担うため、土地の高度利用を図るとともに、交通機能の改善やアメニティの高い都市環境の整備、改善に寄与するまちづくりを行うことを目標としまして、大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画を都市計画決定し、開放的にぎわいのあるまちづくりを進め、平成13年に竣工しました商業施設とともに、歩行者専用通路や多目的広場及び地区内幹線道路などの都市基盤の整備を行ってまいりました。

今回、当地区の計画変更にあたりましては、現行の地区計画策定後、進められております、うめきた等の周辺開発との歩行者ネットワークや機能面での連携、災害時におけるターミナルゾーンとしての防災性の向上、また、ＣＯ₂削減や緑化による都市環境の改善といった地域課題の解決が重要であると考えまして、関係者との協議調整を進め、今回の地区計画の変更及び都市再生特別地区の指定に至ったものでございます。

それでは、今回の都市計画案の策定に至るまでの主な経過説明について、別冊の参考

資料及び前のスクリーンでご説明させていただきます。

平成23年9月に、事業者より、既存の商業施設2期開発の具体化に伴いまして、事業計画案の提示がございました。容積率の最高限度を1,250%とし、大阪ステーションシティやグランフロント大阪との連絡デッキの整備による歩行者の利便性向上や、うめきたとの近接性を活かした国際的な宿泊機能の導入などを実施する内容でございました。本市といたしましては、都市再生に資するものと一定の評価ができるものでございましたが、歩行者ネットワークの強化によるさらなる回遊性、利便性の向上、機能面での連携、そのほか大阪駅周辺における防災性の向上、景観、環境面への配慮の観点から、公共貢献と評価できる機能の充実の点でさらなる検討を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

その後、12月に、事業者から公共貢献要素が追加されました事業計画修正案の提示がございました。歩行者ネットワークの強化として、建築物の外周を取り囲むデッキの整備、地下、地上、デッキを結ぶバリアフリー動線の確保、デッキレベルにおける北東広場の整備、それからグランフロント大阪を補完するコンベンションルームの整備、帰宅困難者対策、環境に配慮した省エネ機器の採用など、新たな公共貢献要素が示されました。

本市といたしましては、こういった公共貢献の充実は認められるものの、当地区北側におけますグランフロント大阪から続きます東西軸のにぎわいの形成、また大阪の玄関口にふさわしい緑化、景観面への配慮を改めて求めたものでございます。

これを受けまして、平成24年8月には、事業者から、公共的な観光バス発着スペースの整備、にぎわいを創出する多目的通路、建築物の基壇部における屋上緑化、既存を含めた建築物の低層部で一定の緑視率を確保する壁面緑化などの具体策の提示がございました。

以上の事業者との継続的な協議を経まして、本市といたしましては、当開発が地域整備方針に合致し、都市の再生に貢献するものと判断し、地区施設の配置や建築物等の整備方針など基本的なまちづくりの方針につきましては地区計画で対応し、容積率の割り増しにつきましては都市再生特別地区を適用することとし、地区計画及び都市再生特別地区の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

それでは、少し順番が前後いたしますが、今申しあげました公共貢献との関連性が強い議第180号、大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画につきまして、先にご説明させてい

たきます。

議案書13から15ページの計画書、21から23ページの説明図及び前のスクリーンをご覧ください。

まず、地下1階及び1階における整備状況をご説明させていただきます。

現行の地区計画において地区施設として位置づけられました地下多目的広場及び地下歩行者専用通路につきましては、地下鉄梅田駅北側コンコースと既に接続して整備されておりまして、事業者において適切に管理されております。また、1階におきましては、現行の地区計画において地区施設として位置づけられております歩行者専用通路1号、2号、3号が公共歩道と連続して整備されておりまして、公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが調和した都市空間が形成されております。

次に、今回新たに盛り込まれます内容についてご説明いたします。

2階レベルにおきましては、建築物の周囲にデッキを整備することにより、歩行者空間の連続性を確保し、歩行者ネットワークのさらなる強化を行うため、立体歩行者専用通路1号、2号、3号を整備いたします。なお、立体歩行者専用通路4号に関しましては、今回の計画建築物内に一部が整備されるものでございます。また、地区北東部には、歩行者のたまり空間として、にぎわいを創出する立体北東広場を整備いたします。さらに、広場内には、地下から地上、地上からデッキに至るエレベーターを整備し、多くの人々の利便性向上としてバリアフリー化を図ります。

これらの歩行者空間の整備により、当地区において地下鉄梅田駅、JR大阪駅などの鉄道駅や地区周辺街区と重層的につながり、回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークの形成が図られるものでございます。

さらに、1階の地区北側におきまして、車道及び歩道の拡幅整備を行うとともに、交通広場におきまして、国際観光都市である大阪の玄関口にふさわしい機能として、公共的な観光バス発着スペース3台分を整備いたします。また、周辺の歩行者動線の安全性、快適性を確保するため、屋内の多目的通路3メートルの整備と、観光バス乗降スペースとして確保されます歩道上空地と一体となった有効幅員5メートルの歩行者空間を確保いたします。

以上の整備内容につきましては、計画書の地区施設の整備方針において、前のスクリーンでお示ししておりますとおり定めております。

また、災害時におけますターミナルゾーンとしての防災性の向上といたしましては、

2階のホテルロビーや既存屋上駐車場におきまして、約2,000人の収容が可能な帰宅困難者の一時避難場所や滞留スペース、また備蓄倉庫を整備することとしております。

また、都市環境の改善を図るため、環境対策といたしましては、施設内の設備機器について省エネルギー化の推進を図り、従来型の設備機器を導入した場合と比較し、建築物全体でCO₂排出量の25%削減をめざすこととしております。さらに、ヒートアイランド現象を緩和するため、今回開発する建築物の基壇部屋上におきまして、面積1,000平方メートルの緑地の整備を行うとともに、既存を含めた建築物の低層部で一定の緑視率を確保する壁面緑化を行い、屋上緑化と合わせまして合計2,000平方メートルの緑を確保することとしております。

以上の整備内容につきましては、計画書の建築物等の整備方針において、前のスクリーンにお示ししておりますとおり定めております。

続きまして、議第179号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。

議案書5ページの計画書、9ページの説明図及び前のスクリーンをご覧ください。

当地区は、都市再生緊急整備地域として定められた大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域内に位置しております。都市再生緊急整備地域の整備方針では、商業機能、情報発信機能、居住機能等の都市機能のより一層集積した複合市街地の形成、JR、阪急、阪神、地下鉄の交通結節点である大阪駅周辺等において歩行者空間の充実などが増進すべき都市機能として挙げられており、今回、商業、宿泊、にぎわい機能の導入や歩行者の広域的な回遊性、利便性の向上が図られることから、都市再生に貢献するものと判断し、都市再生特別地区を追加するものでございます。

この都市再生特別地区とは、都市再生緊急整備地域内に限って指定できる地区でございまして、都市計画で容積率の最高限度や高さの最高限度等を定めることができるものでございます。本市では、お示ししておりますように現在14地区を決定しておりますが、今回新たに大深町地区を追加しようとするものでございます。

議案書の5ページの計画書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回定めようとする大深町地区は、面積が約2ヘクタールでございます。容積率の最高限度を1,250%とし、最低限度を500%といたしますとともに、建蔽率の最高限度を80%、建築面積の最低限度を3,000平方メートルとするものでございます。

次に、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限につきましては、高層部の高さ

の最高限度を150メートルとし、壁面の位置の制限は緑色の線でお示ししているとおりでございます。中層部①の高さの最高限度を90メートルとし、壁面の位置の制限は黄緑色、中層部②の高さの最高限度を70メートルとし、壁面の位置の制限をオレンジ色の線でそれぞれお示ししております。低層部①の高さの最高限度を30メートルとし、壁面の位置の制限は黄色で、低層部②の高さの最高限度を15メートルとし、壁面の位置の制限は青色の線でそれぞれお示ししているとおりでございます。

地区計画の原案の縦覧及び都市再生特別地区の案の縦覧につきましては、平成24年9月28日から10月12日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、地区計画の案の縦覧につきましては、平成24年11月30日から12月14日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 ただ今、幹事より説明のありました議第179号及び議第180号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ、お願いします。

○木下委員 すみません、木下です。座ったままで失礼します。

これは、ちょっと今回の、私が今までのいろんな大阪駅界限を歩いて感じることは、自転車置場があまりないんですね。歩行者とか道路、本当はどうしても環境に優しいまちづくりという面であつたら、またこれ大阪北ヤードも放置自転車の自転車いっぱいもう置いてるようなところになるのかなと。

そして緑としても、私、面としての緑はいいんですけど、先ほどこちよつと見たんですけど、狭い歩道の中に一本一本、街路樹植えとんですね。あれ、よく見たらかわいそうなもので、植木みたいなもので、コンクリで固めてるんです。あれ、災害があつたら、すぐにあんなも、どう言うんですか、同じように流されて、かえって危ないなと。だから、本当は緑でいうのであれば屋上とかは維持費どうなのと。つくるのはつくって、つくった当時はきれいだけど、あと維持費はどうなるの、維持費幾らかかるのとか、それから具体的に、本当に、建物全体の高さいうのは今最低が15メートルとか最高が150メートルとあるんですけど、1階あたりどうなのと。現に大阪の第1、第2、第3、第4ビルは漫画みたいなビルで、雑居ビルですけど、僕がこうしたら届くようなところがあるの、天井に。1階あたりの高さが本当に低いんです。えっ、これが駅前のビルなのと。こう歩いて歩道を行ったら上届くんです、屋根が。

その辺をきちっとしていただけるということで、ひとり言として、もうちょっと自転車——ひとり言でいいですよ、私、一議員で何の権限もないんですから。ただ、自転車置場が非常に少ない。もう物笑い。海外から来て、放置自転車も多い、パチンコ屋行ってる人もいっぱい停めている。だから、そういう面で自転車置場をきちっと確保する対策をとっていただきたいというのと、緑に対する考え方を、点ではなく、面でもっと、まあ東京のようにはいませんがね、ぽつぽつぽつぽつと歩道、街路樹にあると。あれお金使うだけです、ゆとりとみどりが。あんな無駄です。ああいう狭い歩道に関してはむしろないほうがいい。安全に歩行者も歩けます。

以上、これが私の意見です。

○角野会長 ご意見ということですが、もし幹事から補足説明がありましたらお願いします。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。

ご意見ということでしたが、少し私からご説明させていただきたいと思います。

まず1点目、ご指摘のありました自転車につきましては、現在こういう大規模建築物につきましては附置義務というのを課しておりますし、今回の建替えにおきまして、適正にとっていただけると考えております。現状の床面積で計算いたしますと、大体160台ぐらいはこちらでとっていただきまして、これは義務としてとっていただく台数でございますので。

○木下委員 これは寺本さん、平面上にある自転車置場ですか。

○幹事（寺本） いえ、今回の場合、立体的になる可能性もあるかと思ってます。

○木下委員 もうね、立体的な自転車置場は停める気しないんです。もう各地下鉄でも立体的にはいっぱい。各地下鉄で、皆さん高いお金をつけて駅に立体の自転車置場、いちいち停めて、また道路の向こう側へ停めて、こっちの駅へ戻る、そんなんやれというのは無理です。それだったら今街路樹で、無駄な街路樹のところを平面上で線を引いて、そこを駐輪場にしたら費用も安く済むし、停めるほうも気楽に停めれると思うので、ぜひ平面上の自転車置場も考えていただきたいなと思います。

以上です。

○幹事（寺本） ご意見としては、今後、建築計画にもご参考にさせていただきますが、私どもの考え方といたしましては、冒頭説明させていただきましたように、まず歩かれ

る方、歩行者のネットワークをこの梅田地区でどうつくるかというのが非常に大事なかなと思っております。

○木下委員 でもね、疲れますよ。東梅田の駅からこっちの駅まで歩いたら疲れますよ。皆さん、来てください、来てくださいと言って、そら拷問ですよ。これ、駅と駅もものすごく離れてますからね。だから、その辺も考えていただきまして。

○幹事（寺本） 利便性と、それから梅田、いわゆる大阪の顔としてどうつくっていくかという景観面でのバランスかなと思っておりますので、今、委員ご指摘いただきました点はちょっと建築計画の中で一応参考にさせていただきたいと思います。附置義務的にいいますと、先ほど言いました160台規模の駐輪場は確保する、あわせて二輪駐車場につきましても確保するということで考えております。

それから、緑につきましては、先ほど言いました屋上緑化で1,000平方メートルをとっていただく、それから今回は特に1階部分のぐるり外周部分の壁面緑化、これについても積極的に取り入れていただけるということで、梅田地区のいわゆる景観にも資するかと評価させていただいております。

それから、維持管理につきましては、これは先ほど申しましたように、容積のアップに対する貢献という形でやっていただく中身と思っておりますので、それについては事業者で適正に管理をしていただくということを考えております。

それから最後に、ビルの階高のお話でございますが、基本的にこれも今後の建築設計のほうにかかわってまいります。昨今、当然IT環境も含めまして、階高というのは十分にとられる傾向にあるのかなと思っておりますので、先生ご指摘のような……

○木下委員 これぐらいあったらいいですけどね。

○幹事（寺本） 窮屈なビルの環境では、やはりテナントさんもお入りいただけないということもございますので、その点については事業者のほうがちっと対応されると思っております。

以上でございます。

○木下委員 よろしくお願ひします。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○角野会長 それでは、議第179号及び議第180号議案につきましてご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

それでは、川上委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第181号議案及び議第182号の議案につきましては、相互に関連をいたしておりますので、その内容につきまして、幹事から一括して説明を願います。

○幹事（高橋） それでは、議第181号「大阪都市計画公園の変更について」及び議第182号「大阪都市計画風致地区の変更について」の2案件につきましては、相互に関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

表紙に議第181号及び議第182号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、大川沿いの北区菅原町及び西天満一丁目におきまして、河川管理者でございます大阪府において、護岸整備などの河川環境整備事業の実施等に伴い、都市計画中之島公園と大川風致地区について、それぞれの区域の一部を変更しようとするものでございます。

中之島公園は、明治24年に開設された市内における市営の最も古い公園でございます。近年では平成20年10月に京阪中之島線と公園内になにわ橋駅が開業し、その復旧を機に公園のリニューアルが行われまして、中之島公園を中心に水都大阪のイベントが行われるなど、都市環境や都市景観だけでなく、大阪の都市魅力の向上にも資する都市公園でございます。

都市計画公園の区域といたしましては、大川、堂島川の北側のエリアが天神橋から中之島ガーデンプリッジにかけて、中之島エリアが天神橋の剣先から市役所南側を経て四つ橋筋までの間、また大川、土佐堀川の南側エリアは天満橋のOMMビル前から東横堀川にかけてで、区域面積は合計約11.5ヘクタールでございます。

大川風致地区につきましては、昭和45年に、大川に沿って毛馬の閘門から市役所西側の淀屋橋、大江橋までの河川区域等を、さらに、都市計画大阪城公園の区域を合わせまして合計約177.7ヘクタールを指定し、現在までこの大川の水辺や大阪城等の良好な自然景観の保存を図ってきているところでございます。

今回、都市計画変更を行う区域は、大阪府におきまして、平成21年11月から平成24年9月にかけて河川護岸整備などの河川環境整備事業が実施されております。このたび、河川施設など河川管理者が管理する区域と、今後、都市公園として管理する区域に

つきまして、河川管理者の大阪府と公園管理者の大阪府で調整が整いましたので、都市計画公園及び風致地区の区域変更を行うものでございます。

それでは、議第181号「大阪都市計画公園の変更について」ご説明させていただきます。

議案書7から8ページの説明図1及び前のスクリーンをご覧ください。

黄色でお示ししております区域を今回削除し、赤色で示しております区域を今回新たに追加するものでございます。

この区域変更につきましては、これまで民有地と河川の境界から旧護岸までの区域を公園区域として設定しておりましたが、今回、民有地から約6メートルの川側の位置に防潮堤が設置されまして、また、旧護岸から約6メートル川側の位置に低水護岸が設置され、新たに親水性の高い空間が創出されましたので、ここを新たな都市計画公園区域として指定するものでございます。さらに、遊歩道整備により西側公園との連続性が確保されましたので、今回その部分も新たに公園区域として追加するものでございます。

その結果、このエリアの都市計画公園としての面積は約3,800平方メートルから約4,200平方メートルと、約400平方メートルの増となりますが、四捨五入の関係上、都市計画公園の面積表示は約11.5ヘクタールのままととなります。

なお、当該部分の緑化整備につきましては、大阪府において実施されております中之島にぎわいの森づくり事業において、平成25年度に実施される予定でございます。

続きまして、議第182号「大阪都市計画風致地区の変更について」ご説明させていただきます。

議案書13ページから14ページの説明図2及び前のスクリーンをご覧ください。

今回、風致地区を変更しようとしております区域は、前のスクリーンの赤の線で囲んでいる部分でございます。

先ほどご説明いたしました河川の環境整備事業に伴い、施設の管理区分を見直し、河川区域が変更されましたので、大川風致地区の区域を新たに河川区域の境界に合わせることで、大川の水辺景観など自然的風致や良好な環境の維持を図ろうとするものでございます。

これによりまして、大川風致地区は約0.1ヘクタール減少いたしまして、議案書11ページの計画書のとおり約177.6ヘクタールとなります。

公園の変更及び風致地区の変更の案の縦覧につきましては、平成24年12月28日から平

成25年1月18日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 それでは、議第181号及び議第182号議案につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○角野会長 それでは、議第181号及び議第182号議案につきまして、ご異議ございませんですね。

(発言する者なし)

○角野会長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時38分

大阪市都市計画審議会委員 石田 佐恵子 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 青江 達夫 ⑩